札幌市障がい・医療的ケア児保育事業について

保育推進課指導担当係

(3)　事業対象児童について

障がい児保育事業	認可保育所	認定こども園（保育所型）	認定こども園（幼・保連携型）	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園（地方裁量型）	地域型保育事業
1号	―	△	△	―	△	―
2号	○	○	○	―	○	―
3号	○	○	○	―	○	○

医療的ケア児保育事業	認可保育所	認定こども園（保育所型）	認定こども園（幼・保連携型）	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園（地方裁量型）	地域型保育事業
1号	―	○	○	○	○	―
2号	○	○	○	○	○	―
3号	○	○	○	―	○	○

※ 障がい児保育事業において、学校法人の認定こども園の１号と幼稚園型認定こども園は、補助対象外
※ 障がい児保育事業において△は、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の対象である認定こども園（学校法人立の認定こども園を除く）の1号とする

札幌市障がい児保育事業について

１．障がい児保育の趣旨

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより、障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図る。

２．事業の内容

・実施保育施設への助成（補助金の支給）

使途：保育士の体制など

・障がい児保育巡回指導

公認心理師などによる専門的視点からの助言

障がい児保育認定基準表

種　　類		区　　分		
		重度	中度	軽度
身体障がい	視覚・聴覚障がい	身障１級	身障２～３級	身障４～６級
	音声・言語・咀嚼障がい		身障３～４級	
	肢体不自由	身障１級	身障２～４級	身障５～７級
	内部疾患		身障１～２級	身障３～４級
精神（言語）遅滞	療育手帳	A	B	B－
	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定
精神又は身体障がい	特別児童扶養手当		１級 ２級	
自閉症スペクトラム ・ADHD等	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定

札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関

判定・療育関係機関名	所在地	電話
児童相談所	中央区北7条西26丁目1-1	622-8630
札幌市発達医療センター	中央区北7条西26丁目	622-8640
氏家記念こどもクリニック	中央区大通東3丁目1-1 トルチュビル3階	281-2811
札幌こころの診療所	中央区南1条東2丁目 6番地　バスビル2号館5階	218-8888
和光メンタルクリニック 札幌宮の森	中央区宮ケ丘2丁目1-2 ヒルサイドテラス内 郵便局隣	699-5479
札幌医科大学付属病院 小児発達外来	中央区南1条西16丁目291番地	代）611-2111
北海道大学病院 児童思春期精神科外来	北区北14条西5丁目	706-5774
こころとそだちの クリニック　むすびめ	東区北23条東16丁目4-1 元町メディカルビル 3階	374-8010
むぎのこ発達クリニック	東区北36条東8丁目1-35 麦の子館　2階	753-6467

判定・療育関係機関名	所在地	電話
こころと発達クリニック えるむの木	東区北25条東3丁目1-37	733-0087
社会福祉法人 楡の会こどもクリニック	厚別区厚別町下野幌49番地	898-3929
たさき子ども相談診療室	厚別区大谷地東4丁目2-20	802-2888
新札幌こども発達クリニック	厚別区厚別中央1条6丁目3-1 ホクノービル4階	893-1511
札幌市 子ども心身医療センター	豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市子ども発達支援総合センター内　【ちくたく】	代）821-9861
ときわこども発達センター	南区常盤3条1丁目6-1	593-0074
しんかメンタルクリニック	西区二十四軒３条1丁目1-18 メディカルスクエア二十四軒2階	611-8219
北海道立子ども 総合医療・療育センター	手稲区金山1条1丁目240-6 【コドモックル】	代）691-5696
札樽病院	小樽市銭函3-298	代)0134-62-5851

診断書は規定の様式（別表２）を使用

◆ 受診の際には、**別表２　診断書**　を受診先へ持参すること

◆ 発行日より６か月を経過した診断書は無効になります

◆ 保護者の理解を得ること

・成長を促す目的で丁寧なかかわりをするために障がい児保育の制度を利用したいこと

５．障がい児保育　認定手続きの流れについて

①入所前児童（1号）の場合

児童・保護者

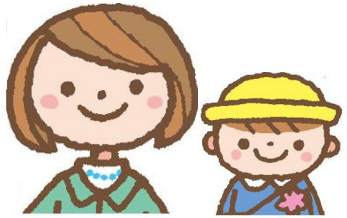

入所申込み

障がいに
かかわる手帳、
診断書提出
及び申出

保育施設

申請

②入所前児童（2号・3号）の場合

児童・保護者

入所申込み・申請

障がいに
かかわる手帳、
診断書提出
及び申出

児童の居住区の
健康・子ども課
子ども家庭福祉係

障がいに
かかわる手帳、
診断書提出

園児・保護者

③既利用児童の場合

入所前児童（１号）及び
既利用児童の場合

◆提出先◆

居住区

健康・子ども課
子ども家庭福祉係

様式1-3障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
様式1-2-（1）行動観察報告書　若しくは
様式1-4-（1）既利用児童の行動観察報告書
・Ⓐ若しくはⒷ
様式1-6同意書（児童相談所の場合）

区窓口へ申請

児童・保護者

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当の証書等

Ⓐの写し

・別表２診断書若しくはその写し
（札幌市障がい保育事業にかかわる
判定・療育機関18か所のもの）
・様式1-6　同意書（児童相談所の場合）

Ⓑ

Ⓐの所持がなく、Ⓑの記載が重度の場合：
障がいにかかわる手帳
福祉サービスについて
情報提供する

入所前児童２号３号認定児童の場合

児童・保護者

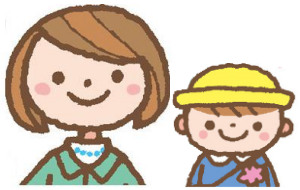

※　障がいが確定している

●障がいにかかわる手帳の所持がある

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当の証書等

●診断書

① 入所が内定

居住区

各区健康・子ども課
子ども家庭福祉係

② 観察保育を依頼

様式1-1　観察保育実施依頼書

③ 日程調整し、
観察保育を実施

様式1-2-(1)　行動観察報告書

④

【参考】保護者への情報提供について

◆ 療育手帳の申請方法 ◆

1　児童相談所へ判定予約申し込み
2　申請手続き・面談・発達検査
3　交付決定通知書の到着
4　区窓口にて手帳交付

※重度の場合はA判定になります
※申請は保護者の任意であり、強制するものではありません

◆ 福祉サービスの内容（A判定の場合） ◆

・交通費助成（３種の券種のうち１つ）
・タクシー料金の福祉割引制度
・バス、市営交通の運賃割引
・駐車禁止除外指定車の標章
・紙おむつの支給（３歳以上）
・税の軽減
・公共施設用利用の際の各種割引…など

※詳細については、各区保健福祉課窓口にお尋ねください

６．認定開始日

①　利用（入所）申込み児童

②　既利用（在籍）児童

・基本➡全関係書類が、区で受理された日

・対象児童に支援の必要性があると保育施設が判断し、“個別指導計画”を作成して教育・保育を行っている場合には、計画の作成月まで遡りを認める。（年度内に限る）

７．　障がい児の個別指導（支援）計画

・障がい児保育認定児の保育については、児童の状況に応じた指導（支援）計画を個別に作成すること。（書類は監査対象）

※　障がい児保育個別指導（支援）計画は、様式に規定はなく、各保育施設の様式を使用する。

◆年間計画ではなく、月別、又は期別のものとする。

◆内容については、長期・短期目標、子どもの姿、留意点・配慮事項、反省・評価が記載されているものとする。

８．認定等の区分

認定

再認定

障がいにかかわる手帳の更新時に
程度が変更になった場合
B-（軽度）➡B（中度）、B（中度）➡A（重度）

① 様式1-3　障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
② 様式1-4　既利用児童の行動観察報告書
③ 障がいにかかわる手帳等の写し

転園　認定解除　退所　給付変更

速やかにお知らせください

各区保健福祉部長又は、保健担当部長

９．障がい児保育巡回指導

・障がい児保育実施施設に対し、障がい児の発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう、子ども未来局保育推進課指導担当係において、巡回指導を実施する。

・巡回指導は、おおむね年２回程度行う。

※　発達が気になる児童の相談にも応じている。

10．障がい児保育事業費補助金について

・障がい児を保育するための保育士等の人件費等、障がい児保育事業に要する経費として、障がい児保育実施施設に対し、児童一人当たり、月ごとに補助を行う。

※　補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。

医療的ケア児保育事業について

１．医療的ケア児と法律について

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア受けることが不可欠な児童のことをいう。

令和３年６月『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が改正される。

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職を防止する目的で作られ、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指すことが、自治体の責務となった。

２．医療的ケア児保育事業の趣旨

「医療的ケア児」に対し、看護師を配置し、集団保育及び医療的ケアをすることを目的とする。

※医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、
　その他の医療行為をいいます。
（その他の医療的ケア・・経管栄養、導尿、酸素吸入など）

３．事業の内容

・実施保育施設への助成（補助金の支給）

使途 ： 医療的ケアを行う看護師の人件費や
医療的ケア児保育に必要な施設設備
の整備など

・医療的ケア児保育巡回指導

サポート医等による専門的視点からの助言

４．対象児童

・　保育園、認定こども園に通う

　1号認定、２号認定、３号認定の子ども

・　医療的ケア児の要件を満たし、

　集団保育が可能な児童

５．医療的ケア児保育認定

まずは、子ども未来局へご連絡ください。

基本

各区　保健福祉部長
or
保健担当部長

認定

・医療的ケア児の要件を満たす
・集団保育が可能

審査付託

審査通知

医療的ケア児保育
認定審査会

◆構成員…申請内容に応じて選定
・子ども未来局子育て支援部長
・区保健福祉担当部長
・子ども未来局指導担当課長
・障がい児保育巡回指導専門員
・受入れ保育施設長、
及び看護師　等

10．医療的ケア児保育事業費補助金について

・医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師等の人件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費として、医療的ケア児保育実施施設に対し補助を行う。

※　補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。

©fumira